

豊根村災害廃棄物処理計画

平成 3 1 年 3 月

住民課

目 次

第1章 総論

第1節	目的	1
-----	----	---

第2章 想定する災害の概要

第1節	想定する災害	2
-----	--------	---

第3章 基本方針及び処理対象

第1節	基本方針	3
-----	------	---

第2節	計画の対象とする廃棄物	3
-----	-------------	---

第4章 組織体制等

第1節	災害廃棄物対策組織	5
-----	-----------	---

第2節	分担任務	5
-----	------	---

第3節	援助協力体制	6
-----	--------	---

第4節	広報計画	6
-----	------	---

第5章 がれきの処理

第1節	概要	7
-----	----	---

第2節	がれき等の発生量	7
-----	----------	---

第3節	解体・撤去	7
-----	-------	---

第4節	収集・運搬	8
-----	-------	---

第5節	仮置場の設置	9
-----	--------	---

第6節	現場管理	12
-----	------	----

第7節	安全対策	12
-----	------	----

第8節	災害廃棄物等の搬出	12
-----	-----------	----

第6章 生活ごみの処理

第1節	概要	13
-----	----	----

第2節	生活ごみの発生量	13
-----	----------	----

第3節	生活ごみの処理	13
-----	---------	----

第7章 適正処理が困難な廃棄物の処理

第1節	概要	14
-----	----	----

第2節	P C B廃棄物	14
-----	----------	----

第3節	アスベスト（廃石綿等）	15
-----	-------------	----

第4節	その他適正処理が困難な廃棄物の処理	15
-----	-------------------	----

第8章 し尿処理

第1節	概要	16
-----	----	----

第2節	し尿の発生量	16
-----	--------	----

第3節	し尿の処理・処分	17
-----	----------	----

第4節	仮設トイレの設置	17
-----	----------	----

第5節	収集・運搬	17
-----	-------	----

第1章 総論

第1節 目的

大規模な地震や水害等による災害時には、建物被害によるがれきや避難所からのごみ等の廃棄物が大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることが予想される。

そこで、本村は大規模災害時に発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理および、リサイクルの推進を図るとともに、村民の生活環境を確保し、速やかに復興を推進していくことを目的に、豊根村災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定する。

第2章 想定する災害の概要

第1節 想定する災害

想定する災害については、「南海トラフ巨大地震」とする。

また、被害想定は、国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」に基づくこととする。

1. 被害

被害量の想定

被害量の想定結果 ()内、豊根村被害予想		
建物被害	揺れによる全壊	約 47,000 棟(5 棟未満)
	液状化による全壊	約 16,000 棟(5 棟未満)
	津波・浸水による全壊	約 8,400 棟(5 棟未満)
	急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟(約 10 棟)
	地震火災による焼失	約 23,000 棟(5 棟未満)
*1	合計	約 94,000 棟 (30 棟未満)
人的被害	建物倒壊等による死者	約 2,400 人(5 人未満)
	浸水・津波による死者	約 3,900 人(5 人未満)
	急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人(5 人未満)
	地震火災による死者	約 90 人(5 人未満)
*2	死者数合計	約 6,400 人(20 人未満)

*1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬早朝 5 時の場合

第3章 基本方針及び処理対象

第1節 基本方針

災害廃棄物処理計画の基本方針を以下のとおりとする。

基本方針

基本方針	被災者の一時避難や簡易水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
迅速な対応	生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるような迅速な処理を行う。
計画的な処理	災害による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入し処理する。
	災害廃棄物の処理は、大栄環境ホールディングス株式会社と連携して行う。
	災害廃棄物の処理の収束から平常の収集業務に移行する時期等についても、十分に考慮する。
有害物質の適切な対応	災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行う。建築解体によるアスベストや野焼きによるダイオキシン等の有害物質による環境汚染の防止を図る。
リサイクルの推進	災害廃棄物は、極力分別収集を行い、リサイクルを推進する。
安全な作業の確保	災害発生時の収集業務は、通常と異なり発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから作業の安全性を確保するよう努める。

注：倒壊建物に係る廃棄物の処理は、原則として所有者が自己責任に基づき、自己負担で行うものであるが、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受ける場合は、村が実施するものとする。

第2節 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われる地震等による震災廃棄物で、次のものとする。

計画の対象とする廃棄物

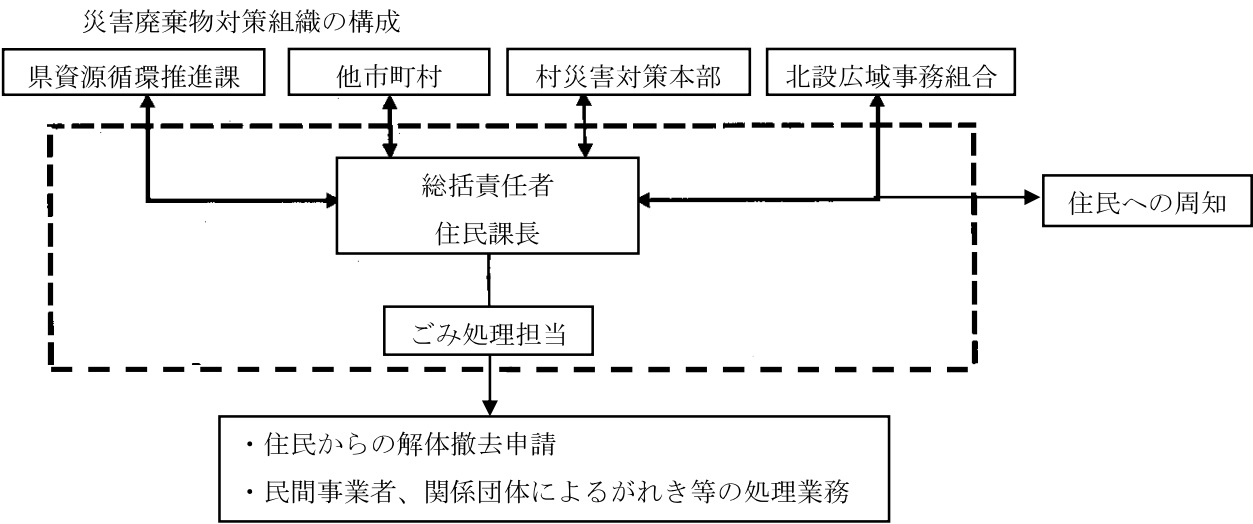
処理対象	内容
生活ごみ	一般家庭や避難所での生活から発生する家庭系ごみ。
粗大ごみ	災害発生時に発生する家具類、又は家電製品等。
がれき類	災害発生時に発生するコンクリート、がれき等
適正処理が困難な廃棄物	平常時は収集しないもの。(家具リサイクル法対象物、プロパンガスボンベ、消火器等、適正処理が困難な廃棄物)
	アスベスト、PCB など有害物質を含有したもの。
し尿等	避難所等の仮設トイレ等からの汲み取りし尿。

なお、がれき等に含まれる家具類や家電製品等の粗大ごみ、生活ごみ及びし尿は、通常時と同様に排出されるごみであるが、災害時には他の災害廃棄物と併せて処理する必要があることから、計画の対象とする。

第4章 組織体制等

第1節 災害廃棄物対策組織

災害廃棄物対策組織は、次のとおりとする。



第2節 分担任務

各担当者の分担任務は、次のとおりとする。

各担当者の分担任務

役割	担当	業務概要
総括責任者	住民課長	・災害廃棄物対策の総括 ・災害対策本部との連絡調整
渉外・調整担当	住民サービス係長	・災害廃棄物対策の全体の進行管理と調整 ・職員の参集状況の確認、人員配置 ・県、他市町村及び関係団体等との連絡 ・支援の要請や受け入れのための連絡調整 ・住民への広報・相談 ・廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談
ごみ処理担当	環境衛生担当職員	・がれき等の発生量推計 ・がれき等処理実施計画策定 ・仮置場の設置・運営等の業務 ・ごみ発生量推計 ・ごみ処理実施計画策定 ・ごみ収集・処理体制の確保 ・し尿収集必要量の推計 ・し尿処理実施計画の策定 ・し尿収集・処理体制の確保

第3節 援助協力体制

支援の要請及び受入れの連絡調整は、総括責任者及び渉外・調整担当者が連携し、村災害対策本部と調整を図りながら行うものとする。

渉外・調整担当は、ごみ処理担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し各種協定に基づき他市町村や関係団体に応援の要請を行う。この場合、複数の市町村に同時に要請をする場合は、県に要請依頼をしてから行い、個別に依頼する場合は、県にその内容を報告するものとする。

また、他の市町村からの支援の申し出は渉外・調整担当が行い、支援要請内容の調整を行うとともに、その状況を県に報告する。

現在締結されている協定を次に示す。

名称		概要	締結日
災害時協定	災害時における災害応急復旧業務に関する協定（村内建設業者）	村内に災害が発生した場合、災害応急復旧に必要な車両、建設機械等の確保について協力を要請する。	平成19年3月1日
	相互応援協定（飛島村）	災害の状況を把握し、相互の応援を円滑に行う。	平成24年12月30日
	一般廃棄物及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県下市町村、下水道管理者）	災害が発生し、県内の市町村、事務組合が一般廃棄物処理、下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、相互に応援を行う。	平成26年1月1日
	相互応援協定（豊明市）	災害の状況を把握し、相互の応援を円滑に行う。	平成28年9月30日
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境ホールディングス株式会社）	災害時に発生した、災害廃棄物の処理について協力を要請する。	平成31年4月以降 予定

第4節 広報計画

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみや生活ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知するために次の内容の広報を行う。広報方法は、防災行政無線、広報誌、回覧、貼り紙、広報車、インターネット等を同時に利用して周知徹底を図る。

項目	内容
ごみ関係	・家庭系ごみの排出方法(分別方法) ・家庭用ガスボンベ等の危険物の排出方法 ・家庭系ごみの排出場所、収集日時、収集時間 ・粗大ごみの処理方法、がれき類の処理方法 ・適正処理が困難な廃棄物の処理方法 ・仮置場の場所及び設置状況 ・不法投棄や野焼きの禁止
し尿関係	・し尿、浄化槽汚泥の収集方法 ・仮設トイレの設置場所、設置状況 ・仮設トイレの使用上の注意及び維持管理方法
その他	・関係部署の問い合わせ窓口

第5章 がれきの処理

第1節 概要

災害時に膨大に発生するがれき等は、通常の処理体制では、施設が不足することなどから、十分な対応が困難である。

これらが道路や敷地に放置されると、交通等生活の妨げになり、地域の復旧・復興の妨げになるため、迅速かつ計画的な対応が必要となる。

第2節 がれき等の発生量

① がれき等発生量の推計方法

がれき等の発生量は、次の式により推計することとする。

がれき等発生量=建物被害棟数×がれき等の発生原単位

② 建物被害棟数

解体及び撤去を行う建物の棟数。

被害棟数は、国が平成24年に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」における被害想定の数値を用いる。

③ がれき等の発生原単位

単位延床面積当たりのがれき等の発生量。

区分	発生源単位
全壊	117トン/棟
半壊	23トン/棟
床上浸水	4.60トン/世帯
床下浸水	0.62トン/世帯

出典:環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会第5回会議資料

豊根村から発生するがれきの等の量

【2,925 t】

$117 \text{ t} \times 25 \text{ 棟} = 2,925 \text{ t}$

豊根村で想定される最大の被害棟数=25 棟

第3節 解体・撤去

① 通行障害、倒壊の恐れのある建物

通行上支障がある災害廃棄物や倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。

太陽光発電設備が設置してある家屋等が倒壊した場合は、感電の恐れがあることから、太陽光施工業者等と連携して撤去する。また、太陽電池モジュールは光が当たると発電することから、遮光用シートで覆うなど発電しないような対策をとる。

② 通行障害となっている被災自動車等

初動期における被災車両の撤去については、人命救助や遺体収容の観点から自衛隊・警察・消防と協力し、迅速に対応する必要があるが、当該車両の所有権を考慮し、事前に撤去予定などを提示してから行うことが望ましい。電気自動車等は短絡感電の恐れがあるため、業者と連携し、撤去する。

③ 分別の徹底

解体現場においては、下記により分別することを原則とする。

- ア 木質系(柱、板等)
- イ 金属(鉄筋、鉄骨、サッシ等)
- ウ コンクリート(30cm 程度以下)
- エ 可燃物(紙等)
- オ その他不燃物(瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等)
- カ 混合廃棄物(以上を最大限分別した後の混合廃棄物)

第4節 収集・運搬

収集・運搬作業の実施に当たっては、道路及び道路周辺の通行止め及び片側通行などの通行規制等の状況を踏まえ、効率的な収集・運搬ルート、収集・運搬ブロック(各施設の受入後背地)等を適宜設定する。

収集車両は、本村所有の車両を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者や、他自治体に支援を要請し、収集運搬体制の確保を図る。

原則として次の基準に従いルート設定等を行うこととする。

① 搬出時の配慮事項

- ア 解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出する。
- イ 運搬中の飛散、落下を防止するための対策を講じる。

③ 搬出ルートの提示

搬出ルートの設定に当たっては、運搬時の沿道への影響がより小さいルートを選定する。

④ 搬出輸送時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出輸送に際しては、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」(厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修)に従って、周囲への飛散を防止し、適正に搬出輸送を行う。

⑤ 搬出輸送指針の策定と周知

上述の搬出時の配慮事項、分別区分、排出地域ごとの仮置場の指定、搬出ルートの指針を定め、運搬業者等関係者に周知する。

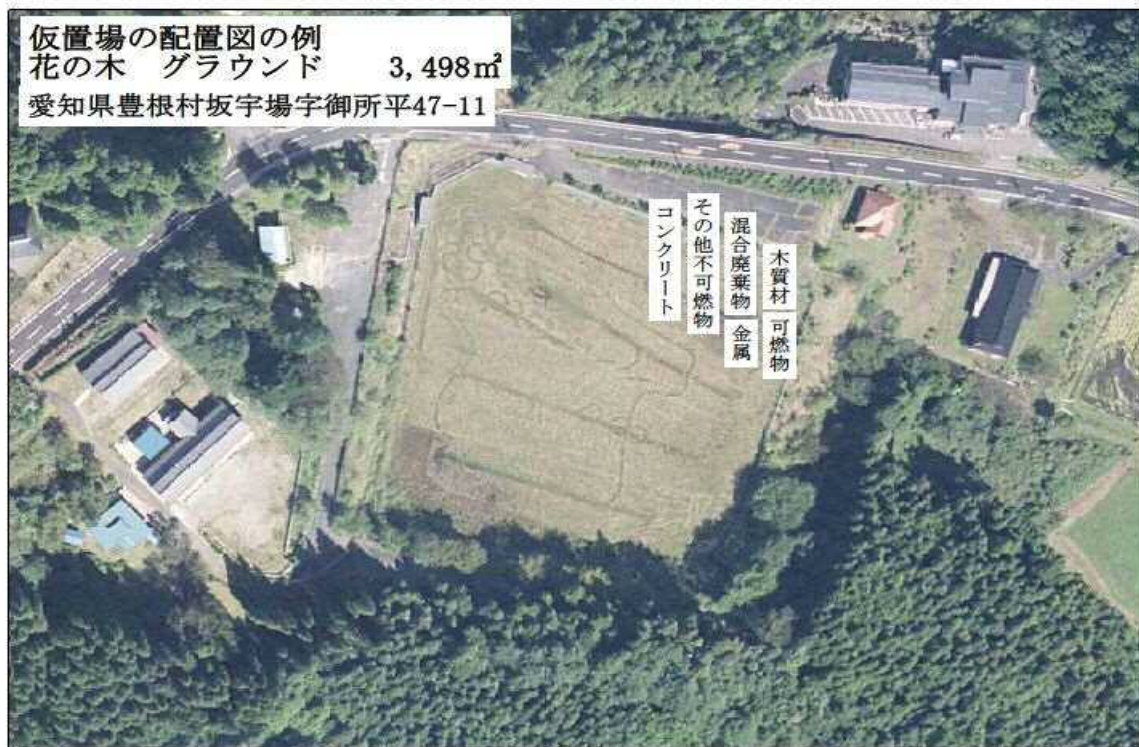
第5節 仮置場の設置

膨大な量が発生する災害廃棄物を処理するためには、仮置場を使用することが不可欠である。

仮置場のための条件は次のとおりとする。

- ア 災害時に発生したがれき等は全て仮置場に搬入し、一時的に保管することとする。なお、仮置場の面積は、処理期間中に仮置場から搬出される平均的な量を考慮し、仮置量がもっとも多くなると想定される時点の仮置場の必要面積を算出することとする。
 - イ 阪神・淡路大震災の実績では、粗大ごみは約1年で平常時の発生量に戻ること、仮置場に長期保管せず粗大ごみ処理施設に搬出していることから、仮置場の面積を算出する際に粗大ごみの量は原則として加えないこととする。
 - ウ 解体撤去期間(災害発生時点から家屋等を解体し、解体現場から仮置場に撤去し終るまで)は、2年とする。工処理期間(災害発生時点から全ての処理を終了するまでの期間)は3年とする。
- 以上の条件より、収集や分別を行う場所を「とよねドーム横」「花の木グラウンド」「旧三沢小学校グラウンド」「森遊館グラウンド」の4箇所(村有地に限る)とし、「仮置場」と称する。







仮置場一覧

行政区	仮置場
上黒川、下黒川区	とよねドーム横
坂宇場区	花の木グラウンド
三沢区	旧三沢小学校グラウンド
富山区	森遊館グラウンド

第6節 現場管理

現場での作業にあたっては、次の点に留意するものとする。’

- (ア) 作業の安全性を確保するため、積み上げ高さや、勾配に配慮する。
- (イ) 作業効率と安全作業の観点から、搬入車両に対しの確な誘導を行う。
- (ウ) 保管効率向上と搬入車両の横転を防止するため、搬入車両から降ろされた廃棄物は速やかに重機を利用し敷き均し、積み上げを行う。
- (エ) 蓄熱火災を防ぐために、可燃性廃棄物の積み上げ高さや勾配を適切にする。積み上げ高さは 5m 以下、一山の設置面積は 200 m²以下、山と山との離隔距離は 2m 以上とする。
- (オ) 積み上げた山の上で作業する場合は、毎日場所を変えて、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避ける。
- (カ) 長期間の保管が必要な場合は、数週間ごとに廃棄物の切り返しを行い、長期間放置しない。
- (キ) 火気の扱いについては、使用条件を定め十分な注意を払うとともに、場所を決めて、消火器等の消火器材を備えるものとする。
- (ク) 廃棄物の破碎選別処理を行う場合、破碎された廃棄物は発酵、分解速度が速まり、圧密による発火の危険性が高まる傾向があるため、搬出選別可能量だけ破碎し、破碎物の保管を極力避けるものとする。
- (ケ) 過剰な散水は、発酵の促進や浸出水の発生を誘発するため、積み上げた廃棄物に対する散水は、飛散防止程度を目途に行うものとする。

第7節 安全対策

作業者の安全確保のため、マスクや安全靴の着用、肌の露出を避ける服装、ヘルメットやゴーグルの着用を徹底するとともに、二次的事故防止の観点から、複数人で作業するものとする。

第8節 災害廃棄物等の搬出

災害廃棄物等の処理に関する協定に基づき、仮置場に収集された災害廃棄物等を搬出する。

第6章 生活ごみの処理

第1節 概要

災害時における生活ごみの発生量は、平常時と同程度であるが、ごみ組成は変化する傾向がある。更に、災害時の生活ごみは避難所から発生するため、平常時の収集運搬ルートに加え、避難所を経由したルートを検討する必要がある。

第2節 生活ごみの発生量

災害時における生活ごみの発生量は、平常時と同等とする。

しかし、発生量は同等であっても、災害時の生活ごみは、プラスチック包装材やペットボトル等の成分が増加することが予想される。

第3節 生活ごみの処理

災害の地域別の被害状況により、「通常の排出・収集が可能な地域」と「道路の不通等により収集が不可能な地域」が想定され、必要に応じて排出場所と排出日時を変更・指定する等の対策をとり、被害の状況によっては、地域別に異なる対応をとることとする。

また、収集体制が整わず、収集しきれない生活ごみ(生ごみを除く)については、期間を定めて各家庭で保管するよう要請する。

避難収容施設等大量にごみが排出される場所は、ごみの飛散防止、防疫等について検討する。

第7章 適正処理が困難な廃棄物の処理

第1節 概要

適正処理が困難な廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

また、一般家庭から排出されるものは、災害発生時に排出量の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

PCB 廃棄物、アスベスト及びその他適正処理困難廃棄物の処理方針はそれぞれ次のとおりである。

第2節 PCB 廃棄物

仮置場・集積所において PCB が含まれる可能性のある廃棄物が発見された場合は、まず鍵付きの隔離できるスペースにおいて一時的な保管を行った上で、実際に PCB 廃棄物かどうかを確認する。

PCB 廃棄物でない場合は、他の廃棄物と同様処理を行い、PCB 廃棄物である場合は、県に相談し、県と日本環境事業株式会社(IESCO)で協議の上、処理方法を検討することとする。

製造時期が古い(主に昭和 30 年前後～40 年代)変圧器(トランス)やコンデンサ等の電気機器には有害物質である PCB が含まれている可能性があるため、一次仮置場内の安全で排出しやすい場所にまとめて保管する。

現場において PCB 使用機器である場合は、県保健所に連絡し、当該機器に関する基礎情報(現在の存在場所、大きさ、台数、状態(破損や漏れの有無)、銘板記載内容(製造年、機種名、メーカー名、型式、製造番号等)を可能な範囲で報告し、担当者の指示に従うこととする。

破損等がある PCB 使用機器については、防水性のビニールシート等で機器全体を包装した上で区分し、移動させないような措置をとる。

また、作業員の安全性を最優先とし、素手で触れない、できるだけ近づかない等慎重に対応する。

なお、一次保管の際には、以下の点に留意する。

- ① 保管場所には PCB 廃棄物の保管場所である旨表示する。
- ② PCB 廃棄物は屋内で保管するか、屋内の確保ができない場合は、密閉容器に収納する、防水性のビニールシートで覆う等、風雨にさらさず、PCB が飛散、流出、地下浸透等しないよう対策をとる。
- ③ PCB 廃棄物に他の災害廃棄物が混入しないよう、仕切りを設ける、区分して保管する等の措置を実施する。
- ④ 地震等により PCB 廃棄物や収納容器が落下、転倒しないよう措置する。

第3節 アスベスト(廃石綿等)

アスベストが廃棄物として発生した場合、飛散性のものは特別管理産業廃棄物の廃石綿に該当し、一方非飛散性のものは、産業廃棄物のがれき類に該当することになる。

災害時に廃棄物として発生するアスベストについても、通常時の産廃処理に準じて、産業廃棄物処理業者に委託の上、適正処理することが適当であるとする。

そのため、アスベストまたはアスベスト含有の疑いのある物が確認された場合は、以下のとおり保管・処理を行うこととする。

- ① アスベストが飛散しないよう散水等により十分に湿潤化する。
- ② 災害廃棄物からアスベストまたはアスベスト含有の疑いのある物を確認した場合には、アスベストであることを明記し、ブレコンバッグ等丈夫な容器に入れ、その他の廃棄物と混合することがないよう区分して保管、運搬し、仮置場・集積所にはアスベストの保管場所である旨表示する。保管は、他の廃棄物から隔離して保管する。
- ③ 産業廃棄物(飛散性アスベストの場合)は特定管理産業廃棄物)処理業者に処理を委託する。
- ④ 管理型最終処分場に埋め立て処分する。

第4節 その他適正処理が困難な廃棄物の処理

適正処理が困難な廃棄物の処理方針

次のとおりとする。

適正処理が困難な廃棄物の処理方針

品目	処理方針
フロン	エアコンや冷蔵庫に含まれるフロンは家電リサイクル法に基づき製造業者がリサイクルをする際に併せて回収・処理することになる。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の廃溶剤	産業廃棄物として、事業者の責任において処理する。家屋倒壊等により排出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出・処理するよう指導する。
C A A (防腐剤) 処理木材	解体撤去の対象家屋にC A A処理材木が使用されている場合は、解体事業者は、解体作業着工前に村に報告する。村は、現地調査によりC A A処理材木の使用を確認し、発生量を見積り、その処理方法について事業者に指示する。その後、解体作業者は、適正な方法により解体撤去し、適切な設備を有する処理施設で焼却処理する。
感染性廃棄物	平常時同様、排出者の責任において処理する。災害時に設置される救護所等で発生するものは、適正な処理方法を確保する。
村が収集しない 廃棄物	販売店や業者に引き取りを依頼する。業者等による引き取りルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進する。また、適正処理を推進するため業者等へ協力要請を行う。業者引き取り依頼等の対応方法等について広報等により周知を図るとともに、相談窓口を設け、適正廃棄・処理を推進する。

第8章 し尿処理

第1節 概要

し尿の処理は衛生・防疫の観点から、災害発生直後から迅速な仮設トイレの配置、収集運搬等の対応が必要となる。

そのため、以下を基本として処理することとする。

- ① し尿の発生量を適正に予測しておくこと。
- ② 衛生・防疫について十分配慮し処理すること。

第2節 し尿の発生量

- ① し尿の収集必要量は、次のとおり推計する。

し尿収集必要量	(H31年1月末人口で積算)
＝災害時し尿収集必要人数×1人1日平均排出量	
＝(ア 仮設トイレ必要人数＋イ 非水洗化区域し尿収集人口×ウ 1人1日平均	

ア 仮設トイレ必要人数＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数 **【697人】**

A 避難者数（避難所へ避難する住民数）は住民の約1/3と仮定する。 **【371人】**

B 断水による仮設トイレ必要人数 **【326人】**

$$\text{水洗化人口} = 978\text{人} \times 1/3$$

※断水によって仮設トイレを利用する住民は、簡易水道が支障する世帯のうち約1/3の住民と仮定した。

イ 非水洗化区域し尿収集人口 **＝194人** **【194人】**

ウ 1人1日平均排出量 **【1.7L】**

$$\text{【1,191,060L} \div 194\text{人} \div 365\text{日} = 1.68\text{L} \div 1.7\text{L} \text{】}$$

※1人1日平均排出量は、平成30年度一般廃棄物処理実態調査（H29年度実績）及びH29年度末の非水洗化人口により、次の式により算出した「し尿処理量／非水洗化人口／365日」

- ② 仮設トイレ必要設置数は、次のとおり推計する。

$$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数} \div \text{仮設トイレ設置目安} \quad \text{【9基】}$$

$$9\text{基} = 697\text{人} \div 78 \text{（人/基）}$$

$$\text{仮設トイレ設置の目安} = \text{仮設トイレ容量し尿} \div 1\text{人1日平均排出量} \div \text{収集計画}$$

$$78 \text{（人/基）} = 400\text{L} \div 1.7\text{L} \div 3\text{日}$$

※仮設トイレの容量を平均400L、収集計画を3日に1回収集すると想定して算出。

- ③ 推計のための前提条件

し尿収集必要量は、仮設トイレを必要とする人数と非水洗化区域のし尿収集人口の合計に、し尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計し、そのための前提条件を次のとおり設定する。

ア 断水のおそれがあることを考慮して、避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。

イ 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定した。

断水により仮設トイレを利用する住民は、簡易水道が支障する世帯のうち1/3とし、残りの2/3の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

第3節 し尿の処理・処分

し尿に関しては、がれき等や生活ごみの処理とは異なり、災害発生直後から仮設トイレの設置が必要となることが予想される。

よって、速やかに情報を収集し、仮設トイレの配置計画、収集運搬計画を策定し、仮設トイレの設置及び収集運搬の対応を行わなければならない。

また、資機材等が不足する場合は速やかに協力支援体制を整えるよう努める。

① 仮設トイレの配置計画の策定

応急時のし尿の処理対策は、仮設トイレの配置計画の策定、仮設トイレの確保及び避難収容施設等への配置である。

また、仮設トイレの配置は、被害状況等の詳細な情報の入手には時間がかかることも予想されるため、搬送可能な所から順次設置し、避難収容施設の収容人数や簡易水道の被害状況等の情報を入手次第、不足分の仮設トイレを設置する等の対応が必要となる。

② 収集運搬計画の策定

仮設トイレの配置先、配置基数及び処理先及び道路状況から収集運搬計画を策定する

③ 協力支援の要請

資機材・人材の確保は、速やかに不足分を算定し、協力支援により不足分を補うこととする。

第4節 仮設トイレの設置

避難収容施設における仮設トイレの設置は、仮設トイレ配置計画に基づき協力業者に対して配置先、配置基数及び道路状況を示し設置を指示する。

第5節 収集・運搬

し尿収集運搬は、許可業者において行う。

し尿の処理に関しては、北設広域事務組合等と調整を図り汚水処理施設での処理や他市町村の支援など、適切な処理方法を検討する。